

自由と平等へ向かって

——ロック、ルソー、そしてハーバーマス——

岸 川 富士夫

I. 2008年以降をハーバーマスはどう見ているのか

2008年9月15日のリーマン・ブラザーズの破綻の後に行われた、「破綻の後」というタイトルをもつインタビューの冒頭で、ユルゲン・ハーバーマス (Jürgen Habermas, 1929-) は、「私をもっとも心配にさせるのは、社会的不公正があまりにひどくなっていくこと」であり、「システム破綻の社会化されたコストがもっとも傷つきやすい社会集団にもっとも苛酷に押し寄せている」と語っている⁽¹⁾。

ちょうどそのころにイエール大学での講義のために滞米中だったハーバーマスは、テレビの画面をとおして目にしたシーンを、「この危機のもっとも印象深い光景」として紹介している。一長い列をなして続いている、持主が去った家々。その前庭には「差押え」の掲示板。続いて流れるバスのシーン。好奇心旺盛に購入に関心を示すヨーロッパからの人々やラテンアメリカからやって来た富裕者。そして、売り物件の寝室でこれらの人々に作り付けの棚を見せている不動産業者、その棚は憤激と絶望から元の持主によって壊されている⁽²⁾。

そして、ハーバーマスは、ブッシュ大統領が頂点にまで推し進めた脱国家化政策によってもたらされた、物質的および道徳的、社会的および文化的な損傷が、この金融危機によって先鋭化したのだ、と指摘する。老齢保障や保健、行刑や軍務、学校教育、都市や自治体の文化的インフラというあらゆる領域の民営化を目指す社

会デザインは、「社会的および民主主義的な法治国家」の平等原則とはまったく相容れないものなのである⁽³⁾。

このインタビューの10年ほど前の1997年に京都で行った講演において、ハーバーマスは、「20世紀末を特徴づけるのは、社会国家的に馴致された資本主義の構造的危機と社会を斟酌しない新自由主義の復活の徴候である。」と語っていた⁽⁴⁾。給付水準の低下や各種保障制度の利用困難が引き起こされ、正規雇用者・非正規雇用者・失業者の間の生活条件の格差が広がり、雇用システムと学校からの排除によって「下層階級」が発生するなど、社会（福祉）国家的政策の取り消しと社会統合の解体の進行を示す徴候が明確化している、とハーバーマスはとらえた。そして、ハーバーマスは、この事態が何よりも民主主義の危機をもたらすことを強調した。なぜなら、社会が分断すると、社会的連帯という、民主主義的に構想された社会の基礎が破壊されるからである。さらに、ハーバーマスは、この講演が収められた政治論集『ポスト・ナショナルな布置状況』（1998年）の一論の中で、新自由主義が想定する「合理的な意思決定者」という人格概念について、それは、「すべての関係者の等しき利害であるものへの洞察をとおして自分たちの意志を結合できる道徳的人格概念」、および、「自己立法という公共的な実践へ同等の権利をもって参加する共和政の市民概念」とはかけ離れたものであり、この意味では、新自由主義の人格概念は「規範上割り引かれた人格概念」だ、と批判した⁽⁵⁾。

2008年の「破綻の後」には何が到来するのだろうか。ハーバーマスは、新自由主義のアジェンダを真に受けるようなことがもはやないことを期待する。新自由主義のアジェンダは、「投資家の利害に情け容赦のない支配を与え、社会的な不平等の冷淡なる増大、プレカリアート (Prekariat)、子どもの貧困、低賃金等々の発生を甘受するものとしてもたらし、その民営化という妄想によって国家の中心的機能を空洞化し、政治的公共性に残された熟議的部分を、利回り上昇を目指す金融投資家に安売りし、そして、文化と教育を景気に敏感なスポンサーの利害に従属させる」ものである⁽⁶⁾。ハーバーマスによれば、「生活世界を市場の命法に止むことなく服属させる」、このような新自由主義の「プログラムのすべてが検証されなければならないのである。」⁽⁷⁾

2011年秋の「ギリシアの悲惨な事態」を受けて、ハーバーマスは、『フランクフルター・アルゲマイネ』紙に「民主主義の尊厳を救え！」というエッセイを発表した。そこでは、「EUの危機およびユーロ危機の舞台の主役たちは、2008年以來、金融産業の糸に操られてびくびく揺れている。その主役たちが今や、共演者のギリシア首相にとさかを逆立て怒りを向けたのだ。」⁽⁸⁾と記されている。「ユーロ危機の舞台の主役」とは、ドイツのメルケル首相とフランスのサルコジ大統領である。ギリシアに圧力をかけるメルケル首相とサルコジ大統領の態度は、「政府首脳が集まる政府間委員会に権力を集中させて、そこでの取り決めを個々の国の議会で承認せよと突きつけるやり方」⁽⁹⁾であり、ハーバーマスは、それを「ポスト・デモクラシー的な支配遂行モデル」あるいは「官僚主義的な行政権連邦主義」⁽¹⁰⁾だと批判する。ハーバーマスによれば、そもそもEUの危機は政治同盟なき通貨同盟という構造的欠陥に起因しているのであり、民主主義的なヨーロッパ、すなわち、「憲法

によって制度化された政治的共同体」の形成こそが必要なのである。そして、ハーバーマスは、最終的に、諸国民国家のインターナショナルな共同体を「諸国家と世界市民のコスモポリタンのな共同体」へと、言い換えると、「世界政府なき、立憲化された世界社会」へと転換させていくことを、新自由主義の市場原理主義的グローバル化に対置するのである。

ハーバーマスの認識に導かれて、われわれは、グローバル化という世界経済構造の変化が何をもたらしているのかという問いに辿り着いた。グローバル化は、国民国家による規制の手から国民経済を「解放」し、資本主義的経済を一元化すると同時に、国民国家をもグローバル経済のプレイヤーの一つに変質させる。こうして、国家は「企業家的な国家 (entrepreneurial state)」となる。国家は、近代的な立憲国家としての存在根拠、すなわち、民主主義的な社会統合の実現という正当性を縮減させ（正当性の縮減した部分をナショナリズムで埋め）、グローバルな競争のための行政権力を強大化していく。こうして、20世紀後半期に確立した福祉国家的レジームが切り下げられていく。

このように見てくると、今日われわれに突きつけられているのは、グローバル化という時代状況の中で、近代が生み出した資本主義的経済と民主主義的立憲国家への問いかけを行うということではないだろうか。この問いかけの第一歩として、この論稿では、近代というプロジェクトの出発点をなす近代自然法思想において、自由と平等という近代的理念の実現がどのように試みられたのかを、照らし出すことにする。

II. 近代自然法思想の構図

近代は自由・平等な諸個人からなる社会を構想した時代である。その思想的な出発点は近代自然法思想である。近代が自由・平等な社会を

構想するにあたって、二つの柱が必要とされた。一つは社会的労働と交換の世界であり、もう一つは民主主義的な意思形成である。前者は個人の生命・財産・自由の権利の実質的基盤であり、私的自律の可能性を与えるものである。これに対して、後者は、国家市民（公民）としての自律、公的自律を保障するものである。そして、前者は資本主義的経済（国民経済）として、後者は民主主義的立憲国家（国民国家）として、制度化された。

近代自然法思想は、これら二つのものを支柱にして、自由・平等な個人からなる社会の在り方を模索した。しかし、こうした共通性をもちつつも、近代自然法思想には大きな相違点があった。それは、二つの支柱のうち、どちらに力点を置くかという相違である。そして、その選択は偶然になされたのではなく、歴史的状況に条件づけられていた。すなわち、どちらに依拠できるかという可能性の条件の相違である。

社会的労働と交換の世界に依拠できたのは、この世界が個人の生命・財産・自由を自然的に育むことができた歴史的状況にあった国々であり、私的自律を第一義的なものとし、そこからこの私的自律を保障する民主主義的立憲国家の形成が構想された。それは、イギリスとアメリカであり、J. ロック（John Locke, 1632-1704）と T. ペイン（Thomas Paine, 1737-1809）の思想を典型とし、アングロ・サクソン型、あるいは、自由主義型と呼ぶことができる。

これとは対照的に、社会的労働と交換の世界の現実が私的自律の可能性を保障できない場合、民主主義的意思形成、したがって、公的自律が第一義的とされ、その意思形成を通じて経済の世界の歪みを是正し、生命・財産・自由の権利を保障することが構想される。それは、大陸、特に、フランスの思想家 J.J. ルソー（Jean-Jacques Rousseau, 1712-78）に代表され、大陸型、ないしは、共和主義型と呼ぶことができる。

以下では、近代自然法思想のうち、自由主義型を代表するロックの思想と、共和主義型を代表するルソーの思想を、この相違点に力点を置いて、見ていくことにする。

Ⅲ. ロックの自然法思想

ロックが1690年に発表した『統治二論』には、社会的労働と交換の世界に基づく市民社会の構成が自然的なプロセスとして極めて明確に描かれている。近代自然法思想は、自然状態→社会契約→政治社会（国家）の形成という論理構成をとるという共通の特徴を有しているが、ロックにおいては、資本主義的経済と近代国家を担う財産所有者が、人間の本質的在り方として、措定されている。

ロックの自然状態は、すべての個人が「自らが適当と思うままに自分の所有物や自分の身体を処理することができる完全に自由な状態」であり、そこでは、「すべての者が従属や服従の関係をもたず、相互に平等である」。(J. ロック, 加藤節訳『完訳 統治二論』岩波文庫, 2010年, 296ページ。)しかし、自然状態は「自由の状態ではあっても、放縦の状態ではない。」(同前書, 289ページ。)それは、「平和と善意と相互扶助と保全との状態」(同前書, 315ページ。)である。なぜなら、この自然状態には理性の法という「一つの自然法」があり、誰もがそれに従うからである。

「自然法たる理性は、それに耳を傾けようとせよすれば、全人類に対して、すべての人間は平等で独立しているのだから、何人も他人の生命、健康、自由、あるいは所有物を侵害すべきではないということを教えるのである。」(同前書, 298ページ。)

「他人の権利を侵害したり、相互に危害を加えたりすることがないように万人を抑制し、平和と全人類の保存とを欲する自然法が遵守され

るように、自然状態においては、自然法の執行は各人の手に委ねられている」。(同前書、299ページ。)

各人に委ねられている個人的な執行権力は、冷静な理性と良心が適当と指示する程度のものであり、各人は賠償・抑制として役立つ範囲のものを執行する。こうして、自然状態の中に、抑制のために処罰する権利、賠償を請求する権利が、「人類全体を維持するための権利」として、設定される。

このように、ロックが、生命の権利（自己保存の権利）、財産の権利、自由の権利を、自然の権利として、すべての個人に認める時、ホップズ的な戦争状態ではなく、平和状態を導き出すことができたのは、生命を維持するための生活資料の私的所有が相互に承認される世界、すなわち、社会的労働と交換の世界を想定し得たからである。

ロックは自然状態における私有財産権の成立を、次のように述べている。

「たとえ、大地と、すべての下級の被造物とが万人の共有物であるとしても、人は誰でも、自分自身の身体に対する固有権をもつ。これについては、本人以外の誰もいかなる権利をももたない。彼の身体の労働と手の働きとは、彼に固有のものであると言ってよい。従って、自然が供給し、自然が残しておいたものから彼が取りだすものは何であれ、彼はそれに自分の労働を混合し、それに彼自身のものである何かを加えたのであって、そのことにより、それを彼自身の所有物とするのである。それは、自然が設定した状態から彼によって取りだされたものであるから、それには、彼の労働によって、他人の共有権を排除する何か^{プロパティ}が賦与されたことになる。というのは、この労働は労働した人間の疑いえない所有物であって、少なくとも、共有物として他人にも十分な善きものが残されている場合には、ひとたび労働が付け加えられたも

のに対する権利を、彼以外の誰ももつことはできないからである。」(同前書、326ページ。)

このように、ロックは、人間が自己の労働の投下によって生活資料を獲得ないし生産する時、その生活資料は労働を行った者の所有物となることが、理性の法によって、万人に認められる、と主張するのである。

この主張に対して想定される反論として、ロックは、①誰でも自分の欲するだけ沢山のものを独占できることになるのではないのか、②土地そのものの私有権は認められるのか、の二つを挙げ、①に対しては、「その[労働という]手段によってわれわれに所有権を与える同じ自然法が、同時に、その所有権に制限を課している」(同前書、329ページ。)と述べ、われわれが享受できる以上のものの所有権は認められないと論じ、②については、「人が耕し、植え、改良し、開墾し、その産物を利用しうるだけの土地が、彼の所有物なのである。」(同前書、331ページ。)と述べて、労働による所有の原理から土地の私的所有を導き出す。

しかし、これはまだ論理展開の端緒にすぎない。ロックは、ここから、交換、貨幣へと論理を展開していく。神がわれわれに対してあるものの所有権を認めたのはそれをわれわれが享受するためであった。生産物のうち自分が消費できる以上の量は、私有財産としては認められない。しかし、それを他者に譲渡し、他者から自分が必要とするものを受け取る時、それはものを有効に利用することであり、そのように利用される生産物は、直接自分が消費しなくても自分の所有物とされる。一週間で腐ってしまうブラムを一年間は食料として保存できる木の実と交換する。木の実を一片の金属と交換する。羊を貝殻と、羊毛をダイヤモンドと交換し、ずっと自分のものにしておく。

この交換についてのロックの記述は、貨幣を媒介にする交換、したがって、普遍的な商品交

換の世界を前提にして、なされている。「このようにして、貨幣の使用が始まった。それは、人間が腐らせることなしに保存できる何か耐久性のあるものであり、また、人々が、相互の同意によって、真に有用でありながら消滅する生活の必需品と交換に受けとるものである。」（同前書、348 ページ。）貨幣の所有は、神がわれわれに認めてくれた所有権の拡大を可能にする。そのことを正当化するために、ロックは、次のように言う。「彼の正当な所有権の限界を越えたかどうかは、彼の所有物の大きさの如何にあるのではなく、そのなかの何かが無駄に消滅してしまったかどうかにある」。（同前書、348 ページ。）貨幣の発明こそが、財産の蓄積を持続し拡大する機会を作ったのであり、そして、貨幣に導かれて、生産は資本家的生産へと展開していくことになる。

さらに、ロックの『統治二論』において特徴的なのは、社会的労働と交換の展開が財産権、さらには生命の権利をいかにして育むのかを論述する際に、ロックがその対極にあるものとしてアメリカを頻繁にもち出すことである。例えば、貨幣について論じる時、ロックは、以下のように述べる。

「耐久性と希少性とがあり、それゆえ貯蔵するだけの価値のあるものが何かなければ、土地がどれだけ豊かにあり、それをどれだけ自由に取得できたとしても、人は、土地という所有物を拡大しようという気にはならないであろう。というのは、すでに十分に開墾され家畜も備えられている 1 万エーカーあるいは 10 万エーカーのすばらしい土地があっても、それが、アメリカの内陸部のただ中であって、世界の他の地域と交易できる望みがまったくなく、従って、生産物の売却によって貨幣を手に入れることができない場合、人がその土地にどれだけの価値を与えるかを私は聞きたいからである。そうした土地は囲い込むにも値しないから、彼は、自

分と家族とのために生活の便宜を供給してくれるだけの土地を残して、それ以上の部分は荒れた自然の共有地に戻してしまうだろう。/このように、最初の頃は、全世界がアメリカのような状態であった。」（同前書、349-50 ページ。）

このようにして、ロックの自然法思想においては、資本主義的経済へと制度化されていく社会的労働と交換の世界が、自然状態として設定された。そして、この世界の主体である財産所有者たちは、生命・財産・自由の権利を確保するために、合意によって政治社会（国家）を作り、個人的な執行権力を放棄し、自然状態に欠けていた揺るぎない法律を形成する。各個人は、自分たちの財産所有が確保され得る条件の維持を、国家に委託するのである。

IV. ルソーの自然法思想

ロックの『統治二論』からおおよそ 70 年後、もう一つの近代自然法思想を表現した作品、『人間不平等起源論』（1755 年）と『社会契約論』（1762 年）が、ルソーによって著された。それは 1789 年のフランス革命の思想的支えとなった。『人間不平等起源論』というタイトルが物語るように、ルソーが正面から対峙したのは、アンシャン・レジーム下の強固なる不平等の制度化であった。ルソーは次のように描いている。

「生活様式における極端な不平等、ある人々には過度の余暇、他の人々には過度の労働、われわれの食欲と情欲とを容易に刺激し満足させる事態、富者を便秘性の滋味で養ったり、不消化で苦しめたりするこりすぎた美食、貧者の粗食、—それをすら彼らはしばしばこと欠くのであり、そのため彼らはたまたま食べる場合にはがつがつと腹いっぱい詰め込むことになる」。

（J. J. ルソー、本田喜代治・平岡昇訳『人間不平等起源論』岩波文庫、1973 年、47 ページ。）

この歴史的現実を批判するために、ルソーは、文明化された社会対未開社会という二項対立を構築した。こうすることによって、ルソーは、イギリス社会も含めて、文明化された社会の歪んだ現実を批判し、未開社会の人々がもつ人間の本来の姿を描くのである。したがって、ルソーの思想においては、社会的労働と交換の世界が生み出す自生的な調和を前提にし、その自然的な法則の展開として政治社会（国家）を導き出すという、先に確認したロック的論理は、否定される。イギリスの自然法思想家が議論の出発点にすえた自然状態なるものは、ルソーから見れば、すでに文明化されたものであり、したがって、その人間たちは、不平等を正当化する文明社会の中で歪められているのである。

では、未開社会は、不平等を生み出し正当化する文明社会へどのようにして移っていくのか、そして、文明化された社会のただ中で人間たちはどのように歪められていくのか。

「生れたばかりの人間の状態」においては、人間は純粹感覚だけを頼り、動物のような生活を送っていた。気候の変化や他の動物との競争を生き延びていくため、人間は工夫を迫られ、道具や武器を発明し、火を使用し始めた。男と女は生殖のための一時的関係をもった。やがて、約束ごとという営みを発見し、それを素朴な言語で行った。それは協力して狩りを行うことを可能にした。人間は木の下や洞窟の中で眠っていたが、簡単な小屋を作り、男女が一緒に暮らすようになり、家族が形成された。この状態が社会の端緒であり、「真に世界の青年期」である。それは次のように描かれている。

「人々がその粗末な荒屋で満足していたかぎり、また彼らがその毛皮の衣服を棘や魚の骨で縫い、鳥の羽や貝殻で身を飾り、からだにいろいろな色を塗り、その弓や矢を完成したり美しくしたりし、よく切れる石でいくつかの漁業用の丸木舟や粗末な楽器類を作りあげるだけに止

まっていたかぎり、……彼らはその本性によって可能だった程度には、自由に、健康に、善良に、幸福に生き、そしてたがいに、独立の状態での交流のたのしさを享受しつづけたのである。」（同前書、96 ページ。）

ここには、人間がその独立性と社会性とを調和させ、自由・平等である姿が、示されている。しかし、個々の人間が青年期に留まることができないように、人類も「世界の青年期」を過ぎていく、文明化された社会へと。土地の私有化が、その契機をなす。

「ある土地に囲いをして「これはおれのものだ」と宣言することを思いつき、それをそのまま信ずるほどおめでたい人々を見つけた最初の者が、政治社会〔国家〕の真の創立者であった。」（同前書、85 ページ。）

私有財産の導入とともに、富める者と貧しい者が発生する。しかし、「富を表わす記号」である貨幣が発明されるまでは、富は土地と家畜でしかなく、それが現実の唯一の財産だった。しかしながら、貨幣は所有できる財産の範囲を拡大していく。こうして、「相続財産が数においても範囲においても増大して地面全体を蔽い、すべてがたがいに接触するほどになったとき、ある者は他の者を犠牲にしないではもはや拡大することができなくなってしまった。そして無力なためか、または無頓着なために自分の相続分を手に入れることができなくて相続者の数から漏れた者たちは、……貧乏になり、やむをえずその生活の資料を富者の手からもらうか奪うかしくはならなかった。」（同前書、102 ページ。）こうして、支配と屈従へと社会が分断されていき、人間の自由と独立の喪失が生じることになる。競争心と敵愾心が燃えさかり、たがいに相手を害しようとするよこしまな傾向が呼び覚まされる。そして、富める者の横領と貧しい者の略奪という恐るべき無秩序が発生する。

人間はこの悲惨な状態から逃れる方法を考え

た。財産を失う危険性のある富者は、無秩序状態がいかに恐ろしいかをすべての人に説くという名案を考え出し、全員で団結して各人の所有するものを守ろうと訴えた。こうして、国家の「正義と平和の法」が生まれた。しかし、その本質は、富者に新たな権力を、貧者に新たな束縛を与え、不平等を制度的に固定化するものにほかならなかった。これ以後、全人類は、若干の野心家の利益のために、労働、隷属、そして貧困に服属させられることになった。

不平等が制度的に固定化された社会、すなわち、文明化された社会の中で、人間たちは貪欲で、邪悪なものとなった。このような社会の歪みについてのルソーの描写は、鋭さを増す。

「公共の理性が社会という集団に教えるのとは正反対の格率を、各個人の理性が各人に押しつけ、各人が他人の不幸のなかに自分の利益を見出す、というような商業について、ひとはどう考えたらよいのか？ 裕福な人であって、貪欲な相続人たちやしばしば自分自身の子供たちからまで秘かにその死を希われないような者は恐らく一人もないだろう。また、海上の船で、その難破がどこかの商人にとって吉報でないようなものは一艘もないだろう。悪意の債務者が屋内にある一切の書類とともに焼けてしまえばよいと思わないような家屋は一軒もないだろう。隣国の民族の災難を喜ばないような民族は一つもなからう。このようにして、われわれは同胞の損害のなかに自分の利益を見出し、また一方の破滅はほとんどつねに他方の繁栄となる。」（同前書、148 ページ。）

以上のように、ルソーは、文明化された社会において、不平等が正当なものとして制度的に固定化されてきたプロセスを描いた。そして、アンシャン・レジーム期フランス社会は、人間の不平等化の極限として、ルソーの目に映った。ここで、T. ピケティ『21 世紀の資本』から、二つ、紹介しておこう。

「1789 年（人口の 1, 2 パーセントが貴族階級に属していた時代）のフランスだろうと、2011 年（ウォール街占拠運動が、批判の矛先を全人口の最富裕層 1 パーセントに向けた時代）の米国だろうと、どんな社会でも、トップ百分位は社会の様相と政治経済秩序の両方に大きな影響を与えられる規模を持ったグループなのだ。」⁽¹¹⁾

「トップ十分位が国民所得の 50 パーセント以上を独占することはあり得ないとか、この象徴的閾値を超えるとその国の経済が崩壊するとか断言できる根拠は何もない。入手できる歴史的データは完璧からは程遠く、この象徴的限界はすでに越えられた可能性だってある。特に、フランス革命前夜へといたるアンシャン・レジーム期では、トップ十分位は国民所得の 50 パーセント以上、60 パーセントかそれを少し超える割合を懐に入れていた可能性だってある。」⁽¹²⁾

このピケティの指摘は、ルソーが感じ取り描写したフランス社会の現実をあらためて照らし出してくれている。そして、『人間不平等起源論』の世界が、実は、今日われわれが直面している現実でもあることを、教えてくれている。

ルソーは、未開社会の人々がもつ性質の上に、文明化とともに社会の歪みが上書きされていく過程を描いた。それと相即的に、ルソーは、人間のほんとうの姿を明確にした。彼が強調する人間本来の性質とは、自己愛と憐れみの情である。特に、後者は、ホッブズが知らなかった性質であり、同類である人間仲間が苦しむことに、自然な嫌悪を私たちに覚えさせるものである。この憐れみの情こそが、自然状態において「法律、習俗、美德のかわり」をなし、「その優しい声には誰も逆らおうとしないという長所」が自然状態には存在する。これに対して、文明人は憐れみの情を失い、自己愛を利己心へと変質させたのである。

では、不平等の制度的固定化を断ち切り、人間がそのほんとうの姿を回復できるような社

会、すなわち、人間が自由と平等を実現できる社会は、いかにして可能なのだろうか。

ルソーは、次のように述べている。

「私は、国家の機関の運動がすべて共通の幸福以外にはけっして向わないようにするために、主権者と人民とがただひとつの同じ利害しかもちえないような国に生れたいと思ったでしょう。だが、そういうことは、人民と主権者とが同一の人格ででもなければ生じえないことです。ですから、結局私は思慮深く穏健な、民主的な政府の下に生れたのならよかったのだということになります。」(同前書、10ページ)

このような政治社会を構築するためには、すべての個人が力を合わせ、一つの「共同の力」を作り出し、しかも、この「共同の力」に従うことが自分に従うことでなければならない。「各構成員の身体と財産を、共同の力のすべてをあげて守り保護するような、結合の一形式を見出すこと。そうしてそれによって各人が、すべての人々と結びつきながら、しかも自分自身にしか服従せず、以前と同じように自由であること。」(J. J. ルソー、桑原武夫・前川貞次郎訳『社会契約論』岩波文庫、1972年、29ページ)

このことは、唯一、全面譲渡の契約によって可能となる。社会のすべての構成員が、自らを、「そのすべての権利とともに、共同体の全体に対して、全面的に譲渡する」のである。この全面譲渡の契約をとおして、すべての構成員は、平等、完全な結合、そして、自由を実現できる。

(同前書、30ページ、参照。)このようにして各個人の意志(個別意志)から新たに形成される共同の力(政治社会)の意志が一般意志である。

全面譲渡の契約に基づく政治社会の形成において、すべての構成員は無制限の所有の権利を放棄し、政治社会によって合法的な所有権を承認されることになる。その結果として、「すべての人がいくらかのものを持ち、しかも誰もがもちすぎない」ような社会状態が可能となる。

(同前書、41ページ。)ルソーは平等について、次のように言う。

「平等については、この言葉を、権力と富の程度の絶対的同一と理解してはならない。つまり、権力については、それが、暴力の程度にまでには決して高まらず、またつねに地位と法にもとづいてのみ行使されるということ、ならびに、富については、いかなる市民も、それで他の市民を買えるほど豊かではなく、また、いかなる人も身売りを余儀なくされるほど貧しくはないということ、意味するものと理解せねばならない。」(同前書、77ページ)

ルソーによれば、自由とは各人が自分自身にのみ従うことであり、国家の意志が特定の個別的人間の意志である限り、自由は不可能である。一般意志だけが自己自身への服従という自由を可能にしてくれる。そして、自由は平等を欠いては存続できない。なぜなら、不平等は個人を特定の個別的意志への従属の下に置き入れるからである。こうして、ルソーにおいては、何よりも、一般意志の形成が、したがって、利害の普遍化を目指す民主主義的意思形成の主体へ各個人がなることが重視された。社会的労働と交換の世界は、不平等を生み出すことがないようなものとして、一般意志によって馴致されていなければならない。そのようにして、初めて、全人民の生命・財産・自由の権利が実現されることになるのである。

V. ロックとルソーからの旅立ち

『統治二論』において財産所有者からなる世界の対極に位置づけられていたアメリカは、やがて、本国イギリスから独立するために、この『統治二論』を思想的武器にすることになる。ロックの影響を受けた T. ペインの思想をとおして、ロックの自然法思想は社会的に実定化されるのである。ハーバーマスは、ロックからペ

インという思想の展開について、次のように述べている。

「1776年に、ロックの伝統を典拠にして、さし迫った解放の切実な問題と取り組み、こうしてジェファソンに感化を与えたといわれるトマス・ペインの小冊子が出たが、これも『常識』（Common Sense）という簡潔な表題をもって。たしかに、アメリカの植民者たちには、ロックの論法は常識論になっていた。」⁽¹³⁾

ハーバーマスは、ペインにおいては人間の自然権が「商品交易と社会的労働の自然法則」と同一視されているとみなす。したがって、ペインは、「抑圧の権力を取り除きさえすれば、社会の原理がおのずから発揮され、「社会・文明・商業」の自発的發展に奉仕する政府を生みだす」と考えた⁽¹⁴⁾。さらに、ハーバーマスは、ペインの自由主義について、それは「無政府主義的帰結を引きだすことをもはばからない」と強調する⁽¹⁵⁾。なぜなら、ペインは、「形式的な政府が廃止されたとたん、社会は活動をはじめ、全体からなる連合が起こり、共通の利害関係が共通の保障を生む」と『人間の権利』（1791-92年）で述べているからである⁽¹⁶⁾。そうだとすると、アナルコ・キャピタリズム（無政府資本主義）の思想的淵源はペインだということになる。

もう一方のルソーの自然法思想は、フランス革命において、その実定化が試みられた。ハーバーマスによれば、この革命は、「社会の総体を組織化する体制の構成という意味で自然法を実現する政治的行為」であり、「政治権力を最小限に制限すること」を意味したアメリカの「革命」とは、まったく異なるものであった⁽¹⁷⁾。

やがて、このフランス革命の自己理解は、マルクスに引き継がれることになる。さらに、資本主義的経済の展開そのものが、生命・財産・自由という基本権の自生的成立の根拠を解体させると、これらの基本権の実現は、民主主義的意思形成における折衝に、直接に託されること

になる。こうして、20世紀後半期に福祉国家型資本主義が形成されるのだが、そこには、ルソーの自然法思想が脈打っている。

ロックが描いたアメリカは、ペインを経て、今日、新自由主義の下、貨幣の力の執行の最前線に立つ。そして、深刻化する不平等への抗議行動がウォール街を占拠した。それは、『人間不平等起源論』の生命力の証しなのだろうか。

注

- (1) J. Habermas, Nach dem Bankrott. Ein Interview, in *Zur Verfassung Europas. Ein Essay*, Berlin, Suhrkamp Verlag, 2011, S. 99.
- (2) Vgl. ebd., S. 99.
- (3) Vgl. ebd., S. 101.
- (4) J. Habermas, Aus Katastrophen lernen? Ein zeitdiagnostischer Rückblick auf das kurze 20. Jahrhundert, in *Die postnationale Konstellation. Politische Essays*, Frankfurt am Main, Suhrkamp Verlag, 1998, S. 78. 河上倫逸編訳『法と正義のディスクルス ハーバーマス京都講演集』未来社, 2004年, 82ページ。
- (5) Vgl. J. Habermas, Die postnationale Konstellation und die Zukunft der Demokratie, in *Die postnationale Konstellation*, S. 142. なお, 2000年前後の時期におけるハーバーマスの新自由主義批判については, 岸川富士夫「J. ハーバーマスの思想における社会国家」, 愛知大学経済学会『愛知大学経済論集』第186号(2011年7月)を参照されたい。
- (6) J. Habermas, Nach dem Bankrott, S. 100f.
- (7) Ebd., S. 100.
- (8) J. ハーバーマス, 三島憲一訳「民主主義の尊厳を救え!」『世界』2012年2月号, 154ページ。
- (9) 同上, 158ページ。
- (10) J. Habermas, Vorwort, in *Zur Verfassung Europas*, S. 8.
- (11) T. ビケティ, 山形浩生・守岡桜・森本正史訳『21世紀の資本』みすず書房, 2014年, 263ページ。
- (12) 同前書, 273ページ。
- (13) J. Habermas, *Theorie und Praxis. Sozialphilosophische Studien*, Frankfurt am Main, Suhrkamp Verlag, 1988, S. 94. 細谷貞雄訳『新装版 理論と実

- 践』未来社, 1999年, 80-81ページ。
- (14) Ebd., S. 113, 邦訳, 107ページ。(訳語を一部変更。)
- (15) Ebd., S. 101, 邦訳, 90ページ。
- (16) T. Paine, *Rights of Man*, in *The Writings of Thomas Paine*, Vol. II, collected and edited by Moncure Daniel Conway, New York, Burt Franklin, 1969, p. 407. 西川正身訳『人間の権利』岩波文庫, 214ページ。
- ジ。『コモン・センス』では「社会はどんな状態においても有り難いものであるが、政府はたとえ最上の状態においてもやむをえない悪にすぎない。」と述べられている。(T. Paine, *Common Sense*, in *The Writings of Thomas Paine*, Vol. I, p. 69. 小松春雄訳『コモン・センス』岩波文庫, 2013年, 17ページ。)
- (17) Vgl. J. Habermas, *Theorie und Praxis*, S. 100, 邦訳, 88-89ページ, 参照。